

令和7年度 児童クラブ利用の御案内

● 児童クラブとは

児童クラブは、放課後帰宅しても仕事などで保護者が不在の小学4年生までの児童をお預かりする事業です。

公共施設を利用して安心・安全に遊びや生活ができる場を提供し、児童の健全な育成を推進していくことに努めています。

● 対象児童

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校又は義務教育学校に就学している1年生から4年生までの児童で、次のいずれかに該当する場合に、入会を申請することができます。5年生以上で入会を希望する場合は御相談ください。

- ・保護者が就労していること
- ・母親が妊娠中又は出産前後であること
※妊娠又は出産の場合、出産予定月を含めて産前・産後各2か月間で最長4か月の入会となります。
- ・保護者が疾病、負傷もしくは心身に障がいを持っている状態であること
- ・保護者が看護又は付添いをしていること
- ・災害等により家屋が全壊や破損など被災している状態であること

※ただし、同居の祖父母がいる場合、70歳未満で保育が可能なときは、原則利用できません。

※学区外通学者や上記対象に該当しない方で入会を希望される場合は、子育て支援課まで御相談ください。

※なお、入会に当たっては、入会申請書類に基づき、保護者の就労時間や児童の学年等を審査し、保育の必要性の高い方から調整を行います。

● 開設時間

平日：放課後～午後7時

土曜日、長期休業期間など：午前8時～午後7時（利用状況により開設時間は変わることがあります。）

※長期休業期間(夏休み・冬休み・春休み)、土曜日、振替休業日は、希望により午前7時から開設します。

※日曜日、祝日及び12月30日から翌年1月3日までの期間は閉設します。

● 負担金

月額4,000円です。利用した月の翌月末が納入日です。「口座振替依頼書」は「入会許可通知書」と一緒に送付しますので、金融機関で手続きをしてください。

正当な理由がなく負担金を滞納された場合は入会許可を取り消し、又は利用を一時停止させていただきます。

※入会・退会の日が月の途中の場合は、負担金は利用回数ではなく、利用許可期間での日割り計算となります。

※同月内の退会・入会があった場合は、継続と見なします。

● その他

- ・保護者(同居の祖父母等含む)の仕事が休みの日は利用できませんので御了承ください。
- ・勤務が終了次第、お迎えをお願いいたします。
- ・土曜日等で児童が少ない時は、異なる児童クラブで集約したり、複数のクラスを集約して保育を実施することがあります。
- ・長期休業期間は、学区外の児童クラブでお預かりする場合があります。
- ・土曜日と学校の振替休業日、長期休業期間等で一日保育する場合には、おやつがありますので、お弁当とおやつを持参いただきます。
- ・利用者が希望多数の場合は、入会をお待ちいただく場合があります。

令和7年度 児童クラブ入会申込みについて

1 申込日及び申込先

児童クラブ	実施場所及び申込先	電話	受付期間・受付場所
上林児童クラブ☆	栗林 1188 (上林小学校内)	32-3517	【受付期間】 ●通年利用の方 令和7年1月6日(月)～17日(金) ●長期休業期間のみ利用の方 ・夏期休業期間受付： 令和7年6月2日(月)～13日(金) ・冬期休業期間受付： 令和7年11月4日(火)～14日(金) ・春期休業期間受付： 令和8年2月2日(月)～13日(金) 【受付場所】 利用を希望する児童クラブ ※ ☆マークのある児童クラブは、土曜日は異なる児童クラブで集約するため、開設していません。 ※ 長期休業期間中は利用状況により異なる児童クラブで集約するため、開設していることがありますので、御了承ください。 【受付時間】 児童クラブ開設時間内 平日：午後1時～6時 土曜日：午前8時～午後6時 ※さんさん児童クラブの利用を希望される方は子育て支援課へ御相談ください。
一ノ木戸児童クラブ	興野 1-18-1 (一ノ木戸小学校内)	33-8080	
ポプラ児童クラブ☆	興野 1-2-30 (あそぼって内)	36-2119	
月岡児童クラブ☆	月岡 1-34-1 (月岡小学校内)	33-2715	
保内児童クラブ☆	上保内乙 500 (保内小学校内)	38-0202	
大崎児童クラブ	東大崎 1-14-74 (大崎学園内)	38-3116	
裏館児童クラブ	東裏館 3-2-67 (裏館小学校内)	33-1214	
井栗児童クラブ	西潟 3-30 (井栗小学校内)	38-6302	
旭児童クラブ☆	柳川新田 431 (旭小学校内)	38-3035	
西鱈田児童クラブ	東鱈田 40 (西鱈田小学校内)	35-4555	
大島児童クラブ☆	代官島 2326 (大島小学校内)	34-0755	
須頃児童クラブ☆	上須頃 106 (須頃小学校内)	32-1123	
嵐南児童クラブ	南四日町 1-1-1 (嵐南小学校内)	33-2106	
さかえ児童クラブ☆	新堀 2111 (農村環境改善センター内)	45-0997	
いちい児童クラブ☆	新堀 1311 (栄保健センター内)	45-4132	
長沢児童クラブ	笹岡 579 (長沢小学校内)	46-2085	
飯田児童クラブ☆	飯田 1000-1 (飯田小学校内)	46-4745	
さんさん児童クラブ	東本成寺 2-1 (総合福祉センター内)	47-4012	
	島田 2-18-43 (旧第一中学校内)	33-0303	

※児童クラブへの提出が難しい場合は、子育て支援課(栄庁舎)、市民総合窓口(三条庁舎)、栄・下田各サービスセンター総合窓口グループでも申込みを受け付けています。午前9時00分～午後4時30分(土・日曜日、祝日を除く)

※受付期間を過ぎて、申請書を提出された場合は、利用開始日等、御希望に添えない場合があります。

※年度途中の入会を希望される方は、利用開始日の1週間前までに御提出ください。

2 入会申請書配布場所

申請に必要な書類は、次の場所で配布しています。

- ・各児童クラブ
- ・市役所栄庁舎子育て支援課
- ・市役所三条庁舎市民総合窓口
- ・栄・下田各サービスセンター総合窓口グループ

※三条市のホームページからもダウンロードすることができます。また、電子申請（びったりサービス）でも申込みができます。（「三条市びったりサービス」で検索ください。）

※過去に利用した児童クラブの負担金等に未納がある場合は、未納分の入金を済ませてから、申請をお願いします。きょうだいの利用分についても未納がある場合は利用できません。

3 申込時に必要なもの

次の①～⑤を必ず一緒にお持ちください。

- ① 「三条市児童クラブ入会申請書」
- ② 「児童クラブ支援シート」 （必要に応じて、面談させていただきます。）
- ③ 「児童クラブ利用負担金の納入方法について」
- ④ 申請に来られる保護者の本人確認ができるもの
顔写真付身分証明書（マイナンバーカードや運転免許証、パスポートなど）であれば1点のみ、身分証明書（保険証や年金手帳など顔写真が付いていないもの）であれば2点お持ちください。）
- ⑤ 委任状（保護者以外の代理人（祖父母等）が申請書を持参される場合は、必要です。）

4 利用負担金の減免制度について

きょうだい同時入会の2人目児童は半額、3人目以降の児童及び生活保護世帯は全額減免されます。該当する方は、入会申請書配布場所に備え付けてある「利用料減免申請書」を提出してください。

5 入会の決定及び入会許可の取消等について

入会申請書の内容を審査し入会の可否を決定後、「入会許可（不許可）通知書」を通年利用については3月上旬に、長期休業期間については開始月の月上旬に送付します。

なお、次の場合は入会許可の取消し又は利用を一時停止することがあります。

- ・利用に関するルールに違反した場合。
- ・児童への個別又は集団的指導に支障があるとき。
- ・他の児童に悪影響を及ぼすような行為をしたとき又は危害を加える恐れがあるとき。

住所や勤務先など、申請内容に変更があった場合は必ず児童クラブにお申し出ください。また、前年度から引き続き児童クラブを利用される方でも、必要に応じて面談をさせていただきます。

〔問合せ〕

三条市教育委員会 子育て支援課 幼児・児童係
☎ 45-1115